

ふくやまプレミアム付商品券

取扱店舗 募集要項

ふくやまプレミアム付商品券発行協議会

事業の趣旨

福山市内の店舗等において共通して使用できるプレミアム付商品券（以下、「商品券」）を発行することにより、消費税・地方消費税率の引き上げが消費に与える影響を緩和するとともに域内の消費喚起を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

1. 商品券事業の概要

- (1) 名 称 ふくやまプレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 ふくやまプレミアム付商品券発行協議会
(福山市、福山商工会議所、沼隈内海商工会、神辺町商工会、福山北商工会、福山あしな商工会)
- (3) 発 行 額 総額26億7千5百万円（*福山市当初予算ベース）
- (4) 発行内容 総数535,000冊（額面500円×10枚綴り）
- (5) 販売価格 1冊4,000円で販売（券面額5,000円）
- (6) 購入限度額 1人20,000円（5冊、券面額25,000円）
*分割購入可
- (7) 引換期間 2019年10月1日（火）～2020年2月29日（土）
- (8) 利用期間 2019年10月1日（火）～2020年3月31日（火）
- (9) 購入対象者 ①2019年度市民税非課税者（市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、及び生活保護被保護者等を除く）
②2016年4月2日～2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

2. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供など、取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (7) 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

3. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払い（税金、振替代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (3) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
- (5) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買

4. 取扱店舗資格

福山市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、福山市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 上記 3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
- (4) 福山市の物品調達業者及び建設工事等競争入札参加資格者のうち指名除外又は指名留保の措置を受けているもの
- (5) 刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 9 6 条の 6 若しくは第 1 9 8 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) 第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。
- (6) 役員等(事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所・店舗をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、告知ツール（ポスター及びステッカー）を消費者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 消費者が使用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべの方（店員等）に周知して下さい。なお、偽造防止ホログラムが無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに協議会事務局に通報して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名（取扱店舗受領印）が異なると換金できない場合があります。
店舗名が変更になった場合は、直ちに協議会に報告して下さい。
- (5) 使用済の商品券を換金するため、協議会の指定する金融機関の預金口座が必要です。（換金は、口座振込です。）
換金取扱金融機関は、次のとおりです。

■換金取扱金融機関

金融機関名	換 金 取 扱 店 舗		
(株)広島銀行 (12店舗)	① 福山営業本部 ④ 福山蔵王支店 ⑦ 鞆支店 ⑩ 新市支店	② 松永支店 ⑤ 福山手城支店 ⑧ 福山胡町支店 ⑪ 駅家支店	③ 福山南支店 ⑥ 千年支店 ⑨ 福山瀬戸支店 ⑫ 福山北支店
(株)中国銀行 (6店舗)	① 福山支店 ④ 松永支店	② 福山東支店 ⑤ 駅家支店	③ 福山南支店 ⑥ 鞆支店
(株)もみじ銀行 (5店舗)	① 福山支店 ④ 松永支店	② 福山東支店 ⑤ 福山北支店	③ 福山南支店
しまなみ信用金庫 (8店舗)	① 福山営業部 ④ 蔵王支店 ⑦ 神辺支店	② 鞆支店 ⑤ 手城支店 ⑧ 駅家支店	③ 曙支店 ⑥ 山手支店
両備信用組合 (6店舗)	① 福山支店 ④ 新市支店	② 福山東支店 ⑤ 駅家支店	③ 神辺支店 ⑥ 金丸支店

※上記以外の金融機関では、換金業務を行っておりません。

また、換金取扱店舗は変更になる場合があります。注意してください。

- (6) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) ふくやまプレミアム付商品券事業の運営にご協力下さい。

6. 申込みについて

(1) 申込方法

取扱店舗に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「取扱店舗登録申請書兼誓約書」(別紙1)と「暴力団排除に関する誓約書」(別紙2)を、郵送で申請して下さい。

《あて先》

〒720-0067 福山市西町2丁目10番1号 福山商工会議所ビル4階
「ふくやまプレミアム付商品券発行協議会」事務局

なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、原則、各店舗ではなく事業者単位で申請してください。

この場合、各店舗の名称、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、担当者名のわかるもの(様式自由)を添付してください。

(2) 申込期間

2019年4月15日(月)～2019年5月31日(金)まで

※申込期間以降も取扱店舗の申込みは受け付けます。

ただし、この申込期間以外のものは、消費者向けの告知用リーフレットに「商品券の使えるお店」として掲載できません。

(3) 取扱店舗の登録

取扱店舗は、協議会の審査により承認・登録し、福山商工会議所のホームページに掲載します。

審査結果については、事務局から電子メール又は郵送で通知します。

また、店頭に掲示していただく告知ツール(ポスター及びステッカー)は、後日配布します。

なお、申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

7. 取扱店舗契約の解除

協議会は、次のような事由が生じた場合には、取扱店舗における商品券受領の有無に関わらず、取扱店舗契約を解除することができます。

この場合、協議会は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

(1) 事業者(事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。

以下、この項において同じ。)が、商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合

(2) 事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合

(3) 契約締結後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「4. 取扱店舗資格」の欠格条項に該当することとなった場合

(4) その他事業者が協議会の信頼を損ない取扱店舗契約の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合

①協議会の名誉や信用等を毀損又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

②協議会の業務を妨害又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

③その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき。

8. 換金について

- (1) 換金専用用紙に記入し、預金通帳・商品券を添えて、換金取扱金融機関（P3ページ参照）に持参してください。
- (2) 換金取扱金融機関の営業日（窓口のみ）の対応になります。
夜間など営業時間終了後や土・日・祝日の取扱はできません。
- (3) 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、取扱店舗承認申請書兼誓約書の「申請者名」又は「店舗名」）で一括して換金してください。
- (4) 換金請求期間は2019年10月15日(火)～2020年4月30日(木)までです。
※期間経過後の換金には一切応じられません。ご注意ください。

9. その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 取扱店舗の情報（店舗名称、所在地、業種等）は「商品券の使えるお店」として、告知ツール（ポスター及びステッカー）や告知用リーフレット、ホームページなどに掲載し、広く周知を図ります。
- (3) 「募集要項」を含むこの事業の取扱に追加・変更があった場合は、福山商工会議所ホームページでお知らせします。

問合せ先 ふくやまプレミアム付商品券発行協議会（構成団体）

○福山商工会議所〔事務局〕	TEL	084-921-2350	fax	084-922-0100
○神辺町商工会	TEL	084-963-2001	fax	084-963-5258
○沼隈内海商工会	TEL	084-987-0328	fax	084-987-0984
○福山北商工会	TEL	084-976-3111	fax	084-976-3211
○福山あしな商工会	TEL	0847-52-4882	fax	0847-52-7177
○福山市（経済環境局経済部産業振興課）	TEL	084-928-1038	fax	084-928-1733